

令和8年度 長野市芸術文化振興基金助成金

助成団体を募集します！

(募集要項)

長野市では、市民の文化芸術活動の振興を図り、多くの市民が文化芸術に触れる機会の創出を支援するため、予算の範囲内で助成金を交付します。

- 補助率 事業にかかる経費の2分の1(千円未満切捨)
- 上限額 10万円
- 1団体3回まで助成(ただし、年度ごとに応募が必要)

◇対象団体◇

- ・団体の構成員が5人以上で、その過半数が市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する団体
- ・政治活動、宗教活動又は営利活動を目的としない団体
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又はその構成員の統制下にない団体

◇対象事業◇

- ・助成対象団体が、長野市内で行う文化芸術事業
- ただし、以下の事業は対象となりません。**
- ・政治、宗教、営利又はチャリティーを目的とする事業
 - ・文化芸術の振興又は普及以外に主眼が置かれた事業
 - ・暴力団の利益になる事業又は暴力団の活動に資することになる事業
 - ・学校(部活動を含む)、学会、職能団体、カルチャースクール及び教室等が行う事業
 - ・行政機関(市を除く)又はその他団体からの助成金等が対象事業費の2分の1を超える事業
 - ・市の他の助成等の交付又は交付決定を受けている事業

◇対象とならない経費◇

- ・団体の経常的な活動に要する経費
- ・団体の構成員に対する人件費、謝礼並びに賞品及び賞金等
- ・飲食に要する経費
- ・団体の事務所等を維持するためには要する経費
- ・参加者各自に帰属するものに要する経費
- ・有料頒布するプログラム・図録等の作成に要する経費

助成対象とならないものの例

- ・光熱水費、燃料費
- ・備品購入費
- ・振込手数料
- ・練習、打ち合わせに係る会場使用料
- ・記録のための映像収録、写真撮影に係る人件費
- ・電話料
- ・礼状送付料

※助成対象となるかどうか不明な場合は、事前にご相談ください。

◇提出書類◇

- ・事業計画書
- ・収支予算書
- ・構成員名簿

} 様式は長野市ホームページ
からダウンロードできます →



◇申込方法◇

Eメール、郵送、直接のいずれかで文化芸術課へ申込書類を御提出ください。

◇申込締切◇

令和8年2月4日（水）※必着（応募多数の場合は抽選）

【申込み・問い合わせ先】

長野市観光文化部文化芸術課（長野市役所第二庁舎4階）
〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613
TEL：026-224-7504
E-mail：geijutsu@city.nagano.lg.jp